

高知大学理工学部における危険物屋内貯蔵所の管理に関する規則

平成 29 年 2 月 27 日
規則 第 67 号

最終改正 令和 3 年 7 月 27 日規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 高知大学理工学部危険物屋内貯蔵所（以下「貯蔵所」という。）における危険物の取扱い及び保管等管理については、消防法その他関係法令（以下「法令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(危険物)

第 2 条 貯蔵所に保管する危険物は、別表 1 に掲げる薬品とする。

(危険物保安監督者)

第 3 条 危険物の取扱い及び保管を監督させるため、危険物取扱者資格を有する者のうちから危険物保安監督者（以下「保安監督者」という。）を置く。

2 保安監督者は、法令に定める業務を適正に遂行するとともに、危険物の取扱いにおける保安の監督・指導及び貯蔵所の実態について把握するものとする。

(危険物の取扱い)

第 4 条 危険物を貯蔵所に保管する場合は、危険物（薬品）保管申請書（別表 2）を保安監督者に提出するものとする。

2 貯蔵所において危険物を取り扱う者は、危険物取扱者申請届（別表 3）を保安監督者に提出するものとする。

3 年度をまたがり貯蔵所において危険物を取り扱う場合は、危険物取扱者申請届（別表 3）を毎年度当初に保安監督者に提出するものとする。また、危険物の取扱者に変更がある場合は、その都度提出するものとする。

第 5 条 貯蔵所での危険物の取扱いは、保安監督者又は危険物取扱者資格を有する者の立会いのもとで行うものとする。

2 貯蔵所での危険物を取り扱う者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 火気使用の禁止
- (2) 関係者以外の出入禁止
- (3) 貯蔵所の整理整頓
- (4) 所定の危険物以外の貯蔵禁止

(5) 危険誘発状態の除去

(6) 貯蔵所内で指定場所以外へ危険物を置くことの禁止

3 危険物を取り扱う者は、品目ごとに薬品受払簿（別表4）に受払いを記帳し、貯蔵所内に保管するものとする。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、貯蔵所の管理に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第7号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和3年7月27日規則第15号）

この規則は、令和3年7月27日から施行する。

別表1 (第2条関係)

保 管 す る 危 険 物 一 覧

品 名	数 量	備 考
アルコール類	1,260 <small>リットル</small>	
その他の4類 (アセトン、ベンゼン、エステル等)	1,260 <small>リットル</small>	
エーテル類	400 <small>リットル</small>	
酸 類	100kg	

別表2 (第4条関係)

年 月 日

危 険 物 (薬 品) 保 管 申 請 書

危険物保安監督者 殿

申 請 者 _____

年 月 日	薬 品 名	搬 入 量	備 考

